

● 市民税・県民税・森林環境税申告日程表

申告受付時間 【午前の部=9:00～12:00】、【午後の部=13:00～16:00】

鹿屋地区：市役所第1別館（南側駐車場）

期日	町内会名
2/ 1 (木) ~ 5 (月)	申告期間中に都合のつかない人 ※土日除く
2/ 6 (火)	古前城、本町、北田東大手、西大手、朝日町、向江、共栄、曾田、白崎、新栄、打馬、王子
2/ 7 (水)	大始良西、大始良東、田淵、南、獅子目
2/ 8 (木)	寿8丁目、新川
2/ 9 (金)	今坂、郷之原、大浦、西原2丁目東、西原2丁目西
2/13 (火)	申告期間中に都合のつかない人
2/14 (水)	上谷、新生、西原1丁目、西原3丁目、西原4丁目
2/15 (木)	寿3丁目、寿4丁目、札元1丁目、札元2丁目、旭原
2/16 (金)	田崎、名貴
2/18 (日)	平日に都合のつかない人
2/19 (月)	上野、野里
2/20 (火)	寿5・6丁目、寿7丁目、泉ヶ丘、緑山、寿2丁目
2/21 (水)	笠之原
2/22 (木)	川西、川東、永野田
2/26 (月)	東原、高隈、大黒
2/27 (火)	上祇川、祇川、下祇川、西祇川、弥生
2/28 (水)	横山、下堀、萩塚、池園、飯隈、星塚
2/29 (木)	高須、浜田
3/ 1 (金)	海道、古里、白水、一里山、花里、花岡、根木原、鶴羽、古江、船間、小野原、天神、北花岡
3/ 4 (月) ~ 15 (金)	申告期間中に都合のつかない人 ※土日除く

輝北地区：輝北総合支所 2階会議室

期日	町内会名
2/ 2 (金)	百引
2/ 5 (月)	市成
2/ 6 (火)	高尾、平南
2/25 (日)	平日に都合のつかない人

串良地区：串良ふれあいセンター

期日	町内会・自治会名
2/ 7 (水)	【午前】下甫木、中甫木、吹上田、平和、星ヶ丘、桜ヶ丘 【午後】串良東部
2/ 8 (木)	【午前】上辰喰、辰喰、矢柄、上矢柄、栄 【午後】堅田、岡崎東西、新堀
2/ 9 (金)	【午前】東共心、永峯、中宿、鳥之巣、県営十三塚・大久保段、共栄中 【午後】入部堀、塩塚、共栄西、共栄東上、共栄東、中山原、永和
2/13 (火)	【午前】串良中央 【午後】下方限
2/14 (水)	【午前】中郷 【午後】下中、中野、山下
2/15 (木)	【午前】大迫、中山上、中山下、城ヶ崎、松崎 【午後】十三塚
2/16 (金)	【午前】富ヶ尾中央 【午後】上大塚原上、上大塚原下、下大塚原、新大塚原
2/19 (月)	【午前】馬掛、共心、西新町、生栗須 【午後】共和、東新町、立小野、高松、堂園、平瀬
2/20 (火)	【午前】栢場、外堀、新中堀、花鎌、土持 【午後】更和、東西、伊集院
2/21 (水)	【午前】大坪、白寒水 【午後】下小原
2/22 (木)	【午前】諏訪下、岡崎上 【午後】昭栄、上栄、柳谷
2/25 (日)	平日に都合のつかない人

吾平地区：吾平保健センター

期日	町内会名
2/25 (日)	平日に都合のつかない人
2/28 (水)	神野、中央西地区
2/29 (木)	鶴峰東
3/ 1 (金)	中央麓地区、中央町
3/ 4 (月)	下名西
3/ 5 (火)	下名東
3/ 6 (水)	鶴峰西
3/ 7 (木)	中央東
3/ 8 (金)	鶴峰中地区

ここに注意

午前中は
窓口が大変混雑します

時間をずらしての来場にご協力ください

パソコン・スマートフォン
からも確定申告ができます!!



▲国税庁 確定申告書等
作成ホームページ



市民税・県民税・森林環境税の 申告を受け付けます!

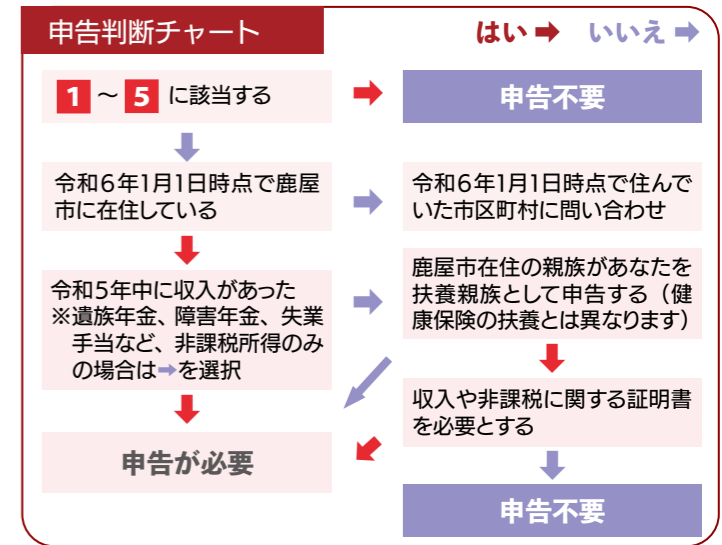
市では令和6年2月1日（木）から市民税・県民税・森林環境税の申告を受け付けます。町内会・自治会ごとに割り振られた日程表に合わせてご来場ください。
なお、確定申告（株式、配当、建物の譲渡、青色申告及び1回目の住宅借入金等特別控除等の内容）を行う場合は、税務署での申告をお願いします。

問 市税務課 ☎ 0994-31-1112

● 申告が必要な人

令和6年1月1日時点で鹿屋市に住所がある人は、原則として申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する人は、申告する必要はありません。

- 1 公的年金収入のみで、源泉徴収票の内容に医療費控除や扶養控除など追加する控除がない人
- 2 給与収入のみで、勤務先から鹿屋市へ「年末調整済の給与支払報告書（源泉徴収票）」が提出されている人で、源泉徴収票の内容に医療費控除や扶養控除など追加する控除がない人
- 3 確定申告をした人又はする予定の人
- 4 令和6年1月1日時点において、生活保護受給者で令和5年中にその他の収入がなかった人
- 5 過去に障害年金又は遺族年金の受給者であることを申告した人で、令和5年中にその他の収入がなかった人



● 申告のときに必要なもの

- 1 市民税・県民税・森林環境税申告書
今年度から一部の人を除き申告書は送付していません。案内文書をお持ちのうえ、ご来庁ください。
※申告書が必要な人は、税務課、各総合支所住民サービス課、市ホームページから入手できます。
- 2 マイナンバーカード
※マイナンバーカードがない場合は「個人番号が分かるもの」+「免許証等の写真付き身分証明書」が必要
- 3 令和5年中の収入状況が分かるもの
○給与・公的年金の源泉徴収票、給与支払明細書など
○営業、農業、不動産などの収入額、販売額及び収支が分かる帳簿や領収書 など
※記帳・帳簿等の保存が義務となっています。ご自身で収支を整理し、収支内訳書を作成してから申告してください。

- 4 控除を受けるための書類
【社会保険料控除】
→ 健康保険料・国民年金保険料などの領収書
【生命保険料控除・地震保険料控除】
→ 生命保険料・地震保険料などの控除証明書
【障害者控除】 → 障害者手帳・障害者控除対象者認定書
【勤労学生控除】 → 学生証
【配偶者控除・配偶者特別控除】
→ 配偶者の収入を証明するもの
【医療費控除】 → 令和5年中に支払った医療費控除の明細書
※領収書で医療費控除は受けられません。明細書を作成してから申告してください。
【寄附金控除】
→ 寄附をした場合に発行される日本赤十字社等の領収書や、地方公共団体の発行する寄附金受領証明書（ワンストップ特例を申請した人で、申告が必要になった人を含む）

ここがポイント!